

【抜粋】見性院墓地・熊谷霊園 管理使用規程

(目的)

第1条 この規程は見性院墓地・熊谷霊園（以下「墓地」という）の管理、仕様に関する基準を定め、その管理、使用の適正を図ることを目的とする。

(管理者)

第3条 墓地は、宗教法人 見性院 の住職が管理する。

(墓所使用者の資格)

第5条 墓所使用者は、原則として 宗教法人 見性院 の信徒とし、管理者の承諾を得た者とする。

2 墓所使用者は、現在、反社会的勢力（暴力団等）に該当しないことを表明し、将来に渡っても該当しないことを確約するものとする。また、墓所使用者は、反社会的勢力と人的、資本的、経済的な関係を一切持たず、暴力的行為や法外な要求等の行為を行わないものとする。

(墓所使用の申込と承諾)

第6条 墓所の使用を希望する者は書面による申込を行い、管理者の承諾を得なければならない。

2 管理者が見性院の墓地使用者として不適格と判断した場合は申込に対して墓地使用の承諾を行わない。

(墓所使用権者の義務)

第11条 墓所使用権者は、次の各号に定めるところに従って墓所を使用しなければならない。

- ① 墓所に焼骨(または遺骨)の埋蔵をしようとするときは、あらかじめ管理者に対し法令に基づく埋火葬許可証または改葬許可証を提出しなければならない。
- ② 墓所使用権者は、「墓所使用承諾書」に定められた墓所を使用し（その墓所を自己の費用で他人の墓所と区分し）墳墓を設置し、かつ墓所としての美観を維持しなければならない。

手桶小屋



一休庵（休憩所）



けんしょういん
みんなのお寺 見性院



〒360-0161 埼玉県熊谷市万吉797
受付時間 9:00~17:00 <年中無休>

ごらく くよう
0120-599-940

●メールでのお問い合わせ info@kenshouin.com
●FAX 048-536-2019
※葬儀など緊急の場合は24時間対応いたします。

お墓のことでお悩み、お困りごと（改装やお墓の移転等）についてもお気軽にご相談ください。



見性院境内墓地9ヵ所を格安で分譲中です。

